



帯人事第137号
令和3年8月25日

帯広市監査委員 川端 洋之 様
同 秋田 勝利 様
同 大竹口 武光 様

帯広市長 米沢 則寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和3年3月25日付帯監査第94号及び同第95号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
<p>行政手続制度について監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。</p> <p>しかしながら、申請に対する処分事務のうち拒否通知の一部に不適切な取り扱いが見受けられました。</p> <p>この事例を含めた不適切な事務は、行政手続制度の理解不足が原因のひとつとして挙げられることから、制度理解促進と運用改善を図るため、帯広市行政手続条例所管部の全庁的な指導を一層充実する必要があると思います。</p> <p>今回の監査では一部の事務を抽出しましたが、帯広市全体を見ると、行政手続制度の対象事務は1,500を超えており、これらに関する行政処分の件数は膨大であることが容易に想像できます。</p> <p>監査結果で述べたように、申請の取扱件数は一部の部局に集中するなど事務の偏在があり、このことはリスクの偏在と理解することもできます。</p> <p>リスクの高低や優先度合いを勘案しながら計画的に運用改善が図られるよう期待いたします。</p>	<p>行政手続制度における処分等に関する事務の状況については、おおむね適正に行われているとの評価をいただきましたが、申請に対する処分に関する事務において、申請者が拒否理由を明確に認識できない事例が見受けられる旨の指摘があったところです。</p> <p>当該事例については、手続所管課において是正を行っておりますが、今回の指摘を受け、改めて制度の周知等に継続的に取り組んでいく必要があるものと捉えているところです。</p> <p>今後も、適切に制度を運用するよう努めてまいります。</p>